

## 東京都教科用図書選定審議会（第2回）

### 配布資料一覧

議事次第

座席表

東京都教科用図書選定審議会委員名簿

東京都教育庁事務局職員名簿

資料1 諮問文（写）

資料2 教科書の採択方針について（答申）（写）

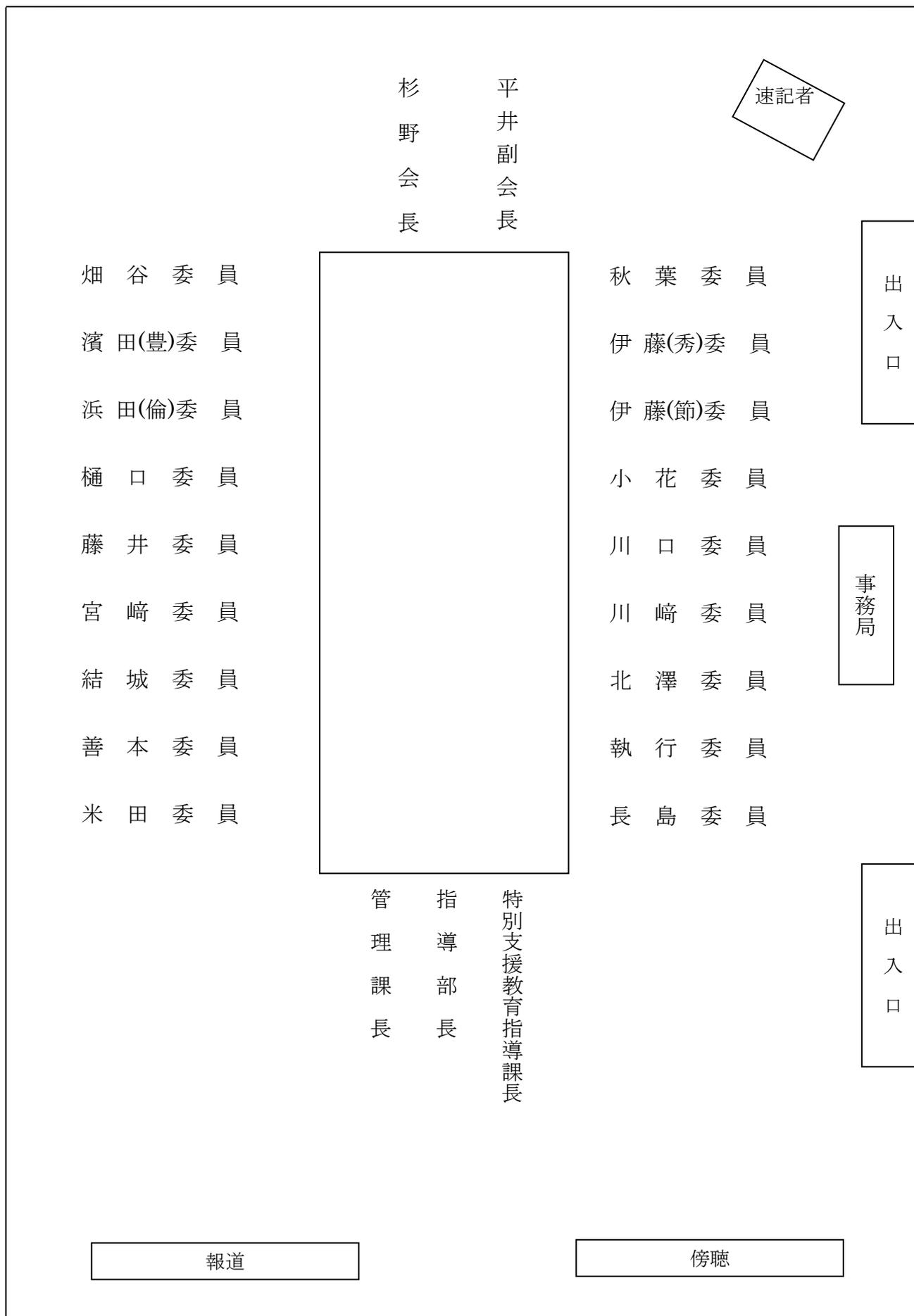
資料3 分科会構成（案）

資料4 令和3～4年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書））（案）

東京都教科用図書選定審議会（第2回） 東京都教育庁事務局職員名簿

職 名	名 前
指 導 部 長	増 田 正 弘
管 理 課 長	中 西 正 樹
義 務 教 育 指 導 課 長	中 嶋 富 美 代
特 別 支 援 教 育 指 導 課 長	丹 野 哲 也
高 等 学 校 教 育 指 導 課 長	佐 藤 聖 一

東京都教科用図書選定審議会（第2回） 座席表



# 東京都教科用図書選定審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

	秋	葉	芳	枝	東京都公立中学校PTA協議会理事	
	伊	藤	秀	一	江東区教育委員会指導室長	
	伊	藤	節	子	明治学院中学校・東村山高等学校長	
	小	花	高	子	葛飾区教育委員会教育長	
	川	口	真	澄	都立臨海青海特別支援学校長	
	川	崎	淳	子	立川市教育委員会統括指導主事	
	北	澤	多	美	教育庁都立学校教育部特別支援教育課長	
	執	行	純	子	調布市教育委員会指導室長	
会長	杉	野		学	東京家政学院大学教授	
	長	島	真	理	東京都特別支援学校PTA連合会副会長	
	畑	谷	貴	美	子	三鷹市教育委員会委員
	濱	田	豊	彦	東京学芸大学教授	
	浜	田	倫	一	郎	都立南多摩中等教育学校主任教諭
	樋	口	豊	隆	明星大学特任教授	
副会長	平	井	邦	明	台東区立忍岡中学校長	
	藤	井		夢	都立石神井特別支援学校主幹教諭	
	宮	崎	直	人	港区立赤羽小学校長	
	結	城	圭	絵	東大和市立第五中学校指導教諭	
	善	本	久	子	都立白鷗高等学校附属中学校長	
	米	田	裕	治	日野市教育委員会教育長	

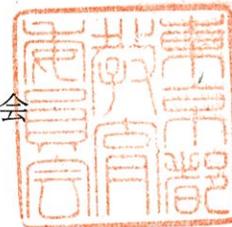
東京都教科用図書選定審議会（第2回） 東京都教育庁事務局職員名簿

職 名	名 前
指 導 部 長	増 田 正 弘
管 理 課 長	中 西 正 樹
義 務 教 育 指 導 課 長	中 嶋 富 美 代
特 別 支 援 教 育 指 導 課 長	丹 野 哲 也
高 等 学 校 教 育 指 導 課 長	佐 藤 聖 一

31 教指管第 1518 号  
令和 2 年 4 月 16 日

東京都教科用図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会



## 諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第 10 条及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第 11 条及び同法施行令第 8 条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

## 記

### 1 教科書の採択方針について

（理 由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

### 2 教科書調査研究資料について

（理 由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

### 3 令和 3 年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（理 由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。



令和2年4月16日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 杉野 学

**教科書の採択方針について（答申）**

令和2年4月16日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

**記****1 教科書採択に当たっての留意事項について**

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

**2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について****(1) 小学校用教科書**

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

イ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

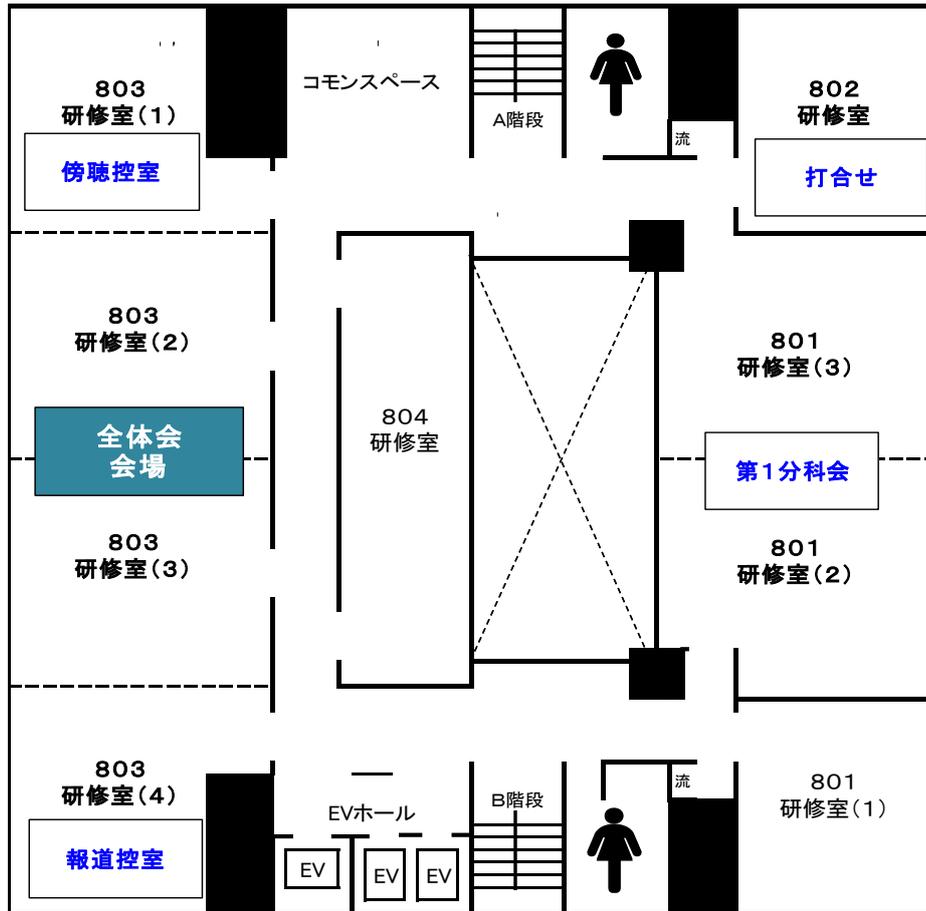
ア 東京都教育委員会は、令和2年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。



# 8階



# 7階

